

広島市告示第307号  
令和元年11月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 マルシヨク船越店
  - (2) 所在地 広島市安芸区船越南二丁目1877番1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
有限会社岡本興産  
代表取締役 岡本 幹雄  
広島市安芸区船越六丁目3番31号  
ほか2名
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり  
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日  
別紙のとおり
- 5 届出年月日  
令和元年10月17日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和元年11月6日から令和2年3月6日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日までを除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

### (1) 提出期限 令和2年3月6日

### (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社サンリブ	代表取締役 岩切陽親	北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	
株式会社オーエムツーミート	代表取締役 大越勤	東京都港区芝大門二丁目4番7号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 加島卓治	広島市西区商工センター一丁目2番3号	
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林信一	北九州市小倉北区西港町94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町6番28号	
株式会社カメラのフレンド	代表取締役 渡邊聖治	広島市西区三篠北町15番24号	平成24年8月20日 退店
エトワール株式会社	代表取締役 北原一人	広島県安芸郡海田町新町21番10号	平成27年7月6日 退店
株式会社キリン堂薬局	代表取締役 内山守	広島県安芸郡府中町大須一丁目19番3号	平成23年8月31日 退店

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名 (名称)	代表者		
株式会社サンリブ	代表取締役 佐藤秀晴	北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	平成24年6月5日 代表者交代
株式会社オーエムツーミート	代表取締役 大越勤	東京都港区芝大門二丁目4番7号	
株式会社ヤマスイ	代表取締役 山田千恵	広島市西区商工センター一丁目2番3号	平成26年11月30日 代表者交代
株式会社丸珠物産	代表取締役 小林信一	北九州市小倉北区西港町94番地9	
東洋食品株式会社	代表取締役 黒田要一郎	北九州市門司区黄金町6番28号	